

★令和7年度より多子世帯向けの支援が拡充されます！ 【多子世帯向けの授業料等無償化(授業料等減免・JASSO給付奨学金)】

令和7年度より多子世帯(扶養内の子供が3人以上の世帯)の学生は、
授業料(新生入生は入学料を含む)が全額減免となります。
次の注意事項をご確認いただき、該当する学生は高等教育修学支援新制度へ申請してください。

多子世帯について	多子世帯であるかどうかは、世帯における扶養内(親族から所得税法上の経済的援助を受けること)の子供が本人を含め3人以上かで決まります。 就職等で扶養から外れた場合は、世帯の子供の人数としてカウントしません。
子が3人以上の判断基準	子供が3人以上と判断する基準は、 申請時点で確定している前年以前の12月31日時点の住民税課税情報による扶養状況 になります。 (例)2025年4月(春)に申請する場合、2023年12月31日時点の課税情報をJASSOがマイナンバー等で取得し、判定を行います また、 申請等の直前(課税情報に反映されない時期)に出生した生計維持者の子も含まれます。
申請に関して	多子世帯支援による授業料等減免はJASSO給付奨学金と連動しているため、 必ず授業料等減免とJASSO給付奨学金を併せて申請してください。 申請方法に関しては、「【高等教育修学支援新制度】新たに申請する方」を参照に、在学採用の書類を学生支援課窓口(または所属学部教務担当窓口)で受け取り、期限内に申請手続きを完了してください。 必ず本人が申請してください。 友人・家計支持者等本人以外からの申請は受け付けません。
所得制限について	多子世帯向けの授業料等減免に関しては、所得制限を設けていません。
予約採用者の注意点	予約採用者の方は、入学後にJASSOに提出する「進学届」を必ずご提出ください。 この提出をもって給付奨学金の支給が開始されると共に、ご自身が多子世帯の学生であれば支援区分によらず授業料が全額減免となります。 また、予約採用の結果が不採用だった場合で、多子世帯向けの授業料等無償化を受けるには 入学後、改めて在学採用の申請をし直す必要があります。 この点も併せてご注意ください。
現行の支援対象者について	すでにJASSO給付奨学金の支給を受け、支援区分に応じて授業料減免されている方も多子世帯であれば、令和7年度より支援区分によらず授業料が全額減免となります。 多子世帯に該当する学生はこれまで通り、年2回(4月,10月)に行われる「在籍報告」など、奨学生として行う必要のある手続きを忘れずに対応してください。

【お問い合わせ】

〒464-8601 愛知県名古屋市千種区不老町 (キャンパスマップ:D3-⑥ 学生支援棟1F)
名古屋大学教育推進部 学生支援課奨学支援係 授業料免除担当 (開室時間:平日午前9時~午後5時)

●授業料減免の手続きについて

連絡先:shien-menjo@t.mail.nagoya-u.ac.jp

●JASSO給付奨学金の手続きについて

連絡先:shien-jasso@t.mail.nagoya-u.ac.jp

※ご連絡の前に名大HPの以下のページをご確認ください。

ホーム>教育・学生支援>経済支援(授業料免除・奨学金)>日本学生支援機構(JASSO)奨学金